

# 野田市地域福祉計画

## 【第3次改訂版】

令和2年3月  
野 田 市

## 野田市地域福祉計画【第3次改訂版】の策定に当たって

本市では、野田市地域福祉計画を社会福祉事業の計画的推進や、住民活動と公共サービスの連携を図るための指針として位置付け、地域住民や、自治会・地区社会福祉協議会・ボランティア・NPOといった社会福祉事業者等、そして行政がお互いに地域社会の構成員として参加・協力し合い、互いに優れたところを活かしながら協働して、地域福祉の推進を目指して取り組んでまいりました。

これらの取組の中、平成30年4月1日に改正社会福祉法が施行され、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人一人の生きがい、地域を共に創っていく地域共生社会の実現が進められることになりました。

また、平成28年4月1日に改正自殺対策基本法が施行され、いまだ予断を許さない状況にある自殺問題に対して、誰もが『生きることの包括的な支援』としての自殺対策に関する必要な支援を受けられるよう市町村自殺対策計画を策定することにより、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指していくことになりました。

このようなことから、現行計画である【第2次改訂版】の進捗状況や社会情勢の変化を踏まえた中で、引き続き地域で抱える課題の解決を図るとともに、新たに、地域共生社会の実現に係る事項や野田市自殺対策計画を本計画に盛り込むため、野田市地域福祉計画審議会にお諮りし、【第3次改訂版】を策定いたしました。

地域共生社会の実現を始めとした地域福祉を推進していくためには、行政、市民の皆様、福祉関係事業者など多様な主体が協働しながら取り組むことがより重要になってまいります。そして、ますます元気で明るい家庭を築ける野田市とするためにも福祉のまちづくりの推進に努めてまいりますので、一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

終わりに、本計画の策定に当たり、格別のご尽力をいただきました野田市地域福祉計画審議会委員の皆様を始め、意識調査や意向調査で貴重なご意見をお寄せいただきました市民の皆様や福祉関係団体の方々に心より感謝申し上げます。

令和2年3月

野田市長 鈴木 有

# 目 次

## I 総論

### 第1章 計画の前提

|                                |    |
|--------------------------------|----|
| 1 計画策定の背景                      | 1  |
| （1）国・県の動向                      | 1  |
| （2）野田市の対応（市町村の役割拡大及び地域福祉計画の役割） | 1  |
| 2 地域福祉計画の必要性                   | 2  |
| （1）社会全体の情勢                     | 2  |
| （2）福祉活動に関する努力                  | 2  |
| （3）現状のまとめと課題                   | 3  |
| （4）野田市をめぐる基本的な背景               | 3  |
| （5）社会福祉法による要請                  | 4  |
| 3 計画の位置付け                      | 5  |
| 4 計画における地域の考え方（地域範囲の位置付け）      | 6  |
| 5 計画の期間                        | 6  |
| 6 野田市の現状と課題                    | 7  |
| （1）野田市における現状                   | 7  |
| （2）市民アンケート調査の結果概要について          | 19 |
| 7 野田市の福祉を取り巻く課題                | 51 |
| （1）地域社会の状況変化に対応した保健福祉サービスの提供   | 51 |
| （2）市民が求める保健福祉活動に対応した基盤づくり      | 51 |
| （3）バリアフリー社会の確立と地域の活性化          | 52 |

### 第2章 基本的な考え方

|   |    |
|---|----|
| 1 計画策定に当たってのポイント（基本視点・役割）                     | 53 |
| （1）社会福祉事業の計画的推進                               | 53 |
| （2）住民活動と公的サービスの連携の確保                          | 53 |
| （3）行政改革の中で施策の充実を図る視点                          | 54 |
| 2 計画が目指すもの                                    | 54 |
| 3 基本理念  | 55 |
| （1）誰もが住みなれた地域で、いつまでも安心して暮らせるまちづくり             | 55 |
| （2）子どもの健全育成を通して、誰もが地域に自信と誇り（シティプライド）を持てるまちづくり | 55 |
| （3）市民と行政の協働・連携でつくる福祉推進のまちづくり                  | 56 |

### 第3章 基本目標等

|  |    |
|--|----|
| <b>1 基本目標</b> .....                        | 57 |
| （基本目標1）市民が求める地域福祉や健康づくりを推進するための基盤づくり ..... | 57 |
| （基本目標2）利用者の権利保障も含めた福祉サービスの充実・強化 .....      | 57 |
| （基本目標3）福祉のまちづくりの推進 .....                   | 58 |
| （基本目標4）自殺対策の推進 .....                       | 58 |
| <b>2 基本方針について</b> .....                    | 60 |
| （1）保健福祉推進のための『きっかけづくり』 .....               | 60 |
| （2）保健福祉推進のための『人づくり』 .....                  | 60 |
| （3）保健福祉推進のための『ネットワークづくり』 .....             | 61 |
| （4）地域共生社会の実現に向けた『体制づくり』 .....              | 61 |
| （5）総合的・横断的なサービスの充実 .....                   | 61 |
| （6）効果的・効率的なニーズの把握と情報提供体制の整備 .....          | 62 |
| （7）福祉サービス利用者の相談体制の充実 .....                 | 62 |
| （8）生活困窮者の自立支援 .....                        | 62 |
| （9）バリアフリー社会の確立 .....                       | 63 |
| （10）福祉活動の活性化を通じた地域の活性化 .....               | 63 |
| （11）いのちを支える自殺対策の推進（自殺対策計画） .....           | 63 |

### 第4章 計画の体系

|                    |    |
|--------------------|----|
| ○「野田市地域福祉計画」 ..... | 65 |
|--------------------|----|

### 第5章 部門計画の体系

|                            |    |
|----------------------------|----|
| <b>1 野田市総合計画本編</b> .....   | 71 |
| <b>2 野田市シルバープラン</b> .....  | 73 |
| <b>3 野田市障がい者基本計画</b> ..... | 75 |
| <b>4 野田市エンゼルプラン</b> .....  | 76 |
| <b>5 野田市地域福祉活動計画</b> ..... | 78 |

### 第6章 計画の推進（体制と役割）

|                             |    |
|-----------------------------|----|
| <b>1 進行管理・評価体制の構築</b> ..... | 80 |
| <b>2 庁内関係部局との連携</b> .....   | 80 |
| <b>3 役割分担と連携</b> .....      | 80 |
| （1）市の役割 .....               | 80 |
| （2）福祉関係者の役割 .....           | 80 |
| （3）市民の役割 .....              | 80 |

## Ⅱ 各論

### 第1章 市民が求める地域福祉や健康づくりを推進するための基盤づくり

#### 【全てのベースづくり】

|   |    |
|---|----|
| 1 保健福祉推進のための『きっかけづくり』                     | 83 |
| (1) あいさつ、声かけ運動の推進                         | 83 |
| (2) 地区社会福祉協議会との共働                         | 83 |
| (3) 情報提供方法や事業名の付け方についての検討                 | 83 |
| 2 保健福祉推進のための『人づくり』                        | 84 |
| (1) ボランティア情報の提供                           | 84 |
| (2) ボランティアの育成                             | 84 |
| (3) ボランティア活動の支援                           | 84 |
| (4) 学校・地域における福祉教育の充実（福祉人材の確保・養成）          | 85 |
| 3 保健福祉推進のための『ネットワークづくり』                   | 85 |
| (1) 地域福祉活動団体間の連携の強化                       | 85 |
| (2) 地域の触れ合いの場づくり（ふれあいいいききサロン等）            | 85 |
| (3) 地域自治組織についての検討                         | 86 |
| (4) 行政職員の地域活動への参加                         | 86 |
| 4 地域共生社会の実現に向けた『体制づくり』                    | 86 |
| (1) 地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備           | 86 |
| (2) 多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築                | 87 |
| (3) 地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備 | 87 |

### 第2章 利用者の権利保障も含めた福祉サービスの充実・強化

#### 【個別サービスの充実】

|                                     |    |
|-------------------------------------|----|
| 1 総合的・横断的なサービスの充実                   | 88 |
| (1) 高齢者、障がい者、ひとり親家庭等の住宅弱者への対策の検討    | 88 |
| (2) 地域での孤立死等への対策                    | 88 |
| (3) 子どもの健全育成に係る施策の総合的推進             | 89 |
| 2 効果的・効率的なニーズの把握と情報提供体制の整備          | 90 |
| (1) 効果的・効率的なニーズの把握                  | 90 |
| (2) 誰もが必要な福祉情報を容易に入手できる情報提供体制の拡充・強化 | 90 |
| 3 福祉サービス利用者の相談体制の充実                 | 91 |
| (1) 成年後見制度・日常生活自立支援事業の普及啓発          | 91 |
| (2) 苦情解決処理システムの利用の促進（制度の整備）         | 92 |
| (3) 地域包括支援センターの活用                   | 92 |
| 4 生活困窮者の支援                          | 92 |
| (1) 日常生活の支援                         | 92 |

|                      |    |
|----------------------|----|
| (2) 自立に向けた支援         | 93 |
| (3) 学習支援事業           | 93 |
| (4) 生活困窮者支援を通じた地域づくり | 93 |

### 第3章 福祉のまちづくりの推進

#### 【誰もが同じ目線で暮らすためのバリアの解消】

|                      |    |
|----------------------|----|
| 1 バリアフリー社会の確立        | 94 |
| (1) ハード面のバリアフリー化     | 94 |
| (2) ソフト面のバリアフリー      | 94 |
| 2 福祉活動の活性化を通じた地域の活性化 | 95 |
| (1) コミュニティビジネスの検討    | 95 |
| (2) 福祉協力店制度の検討       | 96 |

### 第4章 自殺対策の推進

#### 【誰も自殺に追い込まれることのない社会づくり】

|                                |     |
|--------------------------------|-----|
| 1 計画策定の趣旨等                     | 97  |
| (1) 計画策定の背景                    | 97  |
| (2) 計画の位置付け                    | 97  |
| (3) 計画の期間                      | 97  |
| (4) 計画の数値目標                    | 97  |
| 2 野田市における自殺の現状                 | 98  |
| (1) 自殺者数の推移                    | 98  |
| (2) 年齢・性別自殺者数及び自殺死亡率の全国との比較    | 100 |
| (3) 支援が優先されるべき対象群              | 101 |
| 3 野田市の自殺対策における取組               | 102 |
| (1) 基本施策                       | 102 |
| 基本施策1 地域におけるネットワークの強化          | 102 |
| 基本施策2 自殺対策を支える人材の育成            | 102 |
| 基本施策3 市民への啓発と周知                | 103 |
| 基本施策4 生きることの促進要因への支援           | 103 |
| (2) 重点施策                       | 104 |
| 重点施策1 高齢者の自殺対策の推進              | 105 |
| 重点施策2 生活困窮者自立支援事業と自殺対策との連動性の向上 | 106 |
| 重点施策3 子ども・若者向け自殺対策の推進          | 106 |
| (3) 生きる支援の関連施策                 | 108 |

#### 《資料》

|                   |     |
|-------------------|-----|
| ■野田市地域福祉計画審議会設置条例 | 121 |
| ■野田市地域福祉計画審議会委員名簿 | 123 |
| ■用語集              | 124 |